

# 原産地証明書電子申請化支援事業 <平成31年度新規事業>

- 様々な商品の輸出に際しては、海外の取引先から輸出者に対し、輸出する産品が日本産であることを証明する書類（原産地証明書）が求められ、各地商工会議所が発給している。
- この原産地証明書は、既に多くの外国で手続きが電子化されているが、我が国は未だ電子化されておらず、輸出者が窓口で申請し、発行された証明書を窓口まで受け取りに行く必要がある。
- 本事業では、日本商工会議所による非特惠原産地証明書の申請・発給手続きの電子化の取組みを支援することにより、事業者の利便性の向上等を図り、中堅・中小企業の更なる輸出を後押しします。

## ● 事業内容

○ 日本商工会議所による非特惠原産地証明書の申請・発給手続きの電子化の取組に対する支援。

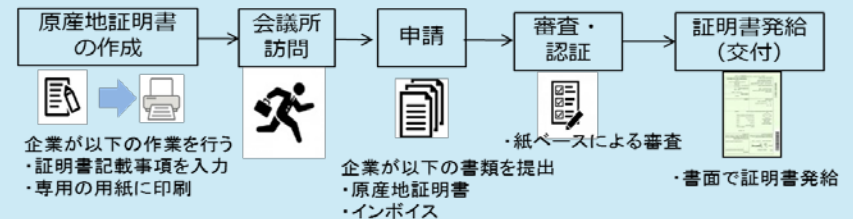
- ・ システム開発関連費用（ソフトウェアライセンス購入費用、アプリケーション開発費など）
- ・ 電子化の普及促進費用（企業などへの説明会、パンフレット作成費用など）

## ● 事業の流れ

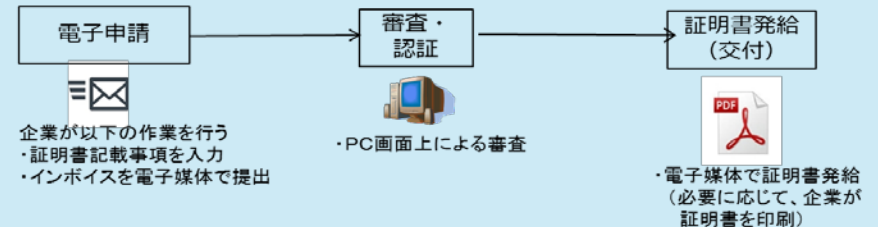


## ● 事業イメージ

### 現行（即時発給の場合）



### 電子化した場合



## ● 電子化スケジュール

- 2019年4月～9月：システム開発等
- 2019年10月～：申請企業・相手国への周知
- 2020年4月～：東京商工会議所など、一部主要商工会議所から電子発給業務を開始